

平成 22 年 11 月 日

宗像市長 谷井 博美 様

宗像市渡船事業運営審議会

会 長 辰 巳 浩

航路の再編に伴う基本的事項の設定について（答申）

宗像市渡船事業運営審議会は、22 宗渡第 150 号をもって本審議会に諮問された標記について、下記のとおり答申する。

なお、航路再編後の運航開始にあたっては、広く関係者に周知するとともに、利用者の利便性向上や持続可能な渡船事業運営を推進するという目的が十分に達成されるよう図られたい。

記

1. 航路 大島港、神湊漁港及び地島漁港を結ぶ航路を設定する。
2. 運航体制 本審議会において合意を得たダイヤ案を運航するために、必要かつ十分な船員を確保し、船員の勤務条件にも配慮した運航体制を確立する。
3. 運航時間 本審議会において合意を得たダイヤ案を運航するために必要な運航時間を設定する。
4. ダイヤ 現行のダイヤを基本に、ほかの公共交通機関との円滑な接続や、大島及び地島住民の日常生活及び社会経済活動に配慮したダイヤを編成する。
5. 渡船使用料 運航距離、船舶や航路附属施設に係る減価償却費などを考慮（運賃及び料金）し、新たな渡船使用料（運賃及び料金）を設定する。
ただし、地島～神湊間の運賃については、航路の延長による地島～鐘崎間の運賃との差額を吸収できる割引制度を検討する。
6. 運賃及び料金 現行の 2 航路でその取り扱いが異なっている運賃及び料金の適用方法 適用方法を統一する。
7. その他航路の再編を実施するために必要な事項

以上